

防火区画(令112条)一覧

別添③

対象建築物(部分)	壁	床	開口部
-----------	---	---	-----

第1項 面積区画(1500㎡)	主要構造部が耐火構造、準耐火建築物	1時間準耐火構造	1時間準耐火構造	特定防火設備(常閉、熱感・煙感)
	ただし書き第2号(階段・昇降路の区画)	1時間準耐火構造	1時間準耐火構造	特定防火設備(常閉、煙感のみ)
第2項 面積区画(500㎡)	特定避難時間倒壊等防止建築物(特定避難時間1時間未満)	1時間準耐火構造	1時間準耐火構造	特定防火設備(常閉、熱感・煙感)
第3項 面積区画(1000㎡)	特定避難時間倒壊等防止建築物(特定避難時間1時間以上)	1時間準耐火構造	1時間準耐火構造	特定防火設備(常閉、熱感・煙感)
第4項 面積区画緩和規定	第2,3項による区画の緩和	1時間準耐火構造	1時間準耐火構造	特定防火設備(常閉、煙感のみ)

第5項 高層区画(100㎡)	地上11階以上の部分の区画	耐火構造	耐火構造	防火設備(常閉、熱感・煙感)
第6項 高層区画緩和規定(200㎡)	上記部分の仕上・下地を準不燃	耐火構造	耐火構造	特定防火設備(常閉、熱感・煙感)
第7項 高層区画緩和規定(500㎡)	上記部分の仕上・下地を不燃	耐火構造	耐火構造	特定防火設備(常閉、熱感・煙感)
第8項 高層区画適用除外規定	階段・EV・廊下の部分、共同住宅(200㎡)	耐火構造	耐火構造	特定防火設備(常閉、煙感のみ)

第9項 竪穴区画	①主要構造:準耐火構造又は②特定避難時間倒壊等防止建築物で、地階又は地上3階以上に居室を有するもの	準耐火構造	準耐火構造	防火設備(常閉、煙感のみ)
----------	---	-------	-------	---------------

第10項 スパントレル(外壁)	第1,2,3,4,5,9項区画に接する外壁(90cm)又は袖壁(50cm)	準耐火構造		
第11項 スパントレル(開口部)	スパントレル部分の開口部			防火設備

第12項 異種用途区画(法24条)	「法24条用途部分」と「その他部分」の区画	準耐火構造		防火設備(常閉、煙感のみ)
第12項 異種用途区画(法27条)	「法27条用途部分」と「その他部分」の区画	1時間準耐火構造	1時間準耐火構造	特定防火設備(常閉、煙感のみ)

H30.9.25廃止

H30.9.25項ずれ

第13項 区画部分の防火戸	第1号(常閉、熱感・煙感)、第2号(常閉、煙感のみ)			S48告示2563・2564号
第14項 区画貫通の配管	すき間不燃詰め、令129条の2の5第7号			H12告示1422号
第15項 区画貫通のダクト	防火ダンパーの設置			H12告示1376号

H30.9.25項ずれ

H30.9.25項ずれ

H30.9.25項ずれ

防火区画対象建築物(部分)		メモ	壁	床	開口部
面積区画					
第1項 面積区画[1,500㎡]	①主要構造部が耐火構造の建築物 「耐火建築物」又は「主要構造部のみ耐火構造の基準に適合する建築物」	耐火建築物等	1時間準耐火構造	1時間準耐火構造	特定防火設備:1号扉 〔常閉又は随閉(熱感・煙感)〕
	②主要構造部が法2条九号の3イ・ロの建築物 「準耐火建築物」又は「主要構造部のみ準耐火建築物の基準に該当する建築物」	準耐火建築物等			
	③主要構造部が令136条の2第一号ロ・第二号ロの建築物 「延焼防止建築物」又は「準延焼防止建築物」	延焼防止建築物 準延焼防止建築物			
第1項ただし書き(緩和)	第1号 劇場等の客席部分・体育館・工場等「用途上やむを得ない部分」は、1,500㎡区画不要	区画免除	用途上区画可能な部分は区画必要		
	第2号 階段室・昇降路(乗降ロ-を含む)「用途上やむを得ない部分」を区画すれば、1,500㎡区画不要	階段・昇降路区画	1時間準耐火構造	1時間準耐火構造	特定防火設備:2号扉 〔常閉又は随閉(煙感のみ)〕
第2項 1時間準耐火基準の定義					
第3項 面積区画[500㎡] +防火上主要間仕切壁	①法21条「大規模建築物」 ・令109条の5第一号火災時倒壊防止建築物(火災終了時間1時間未満)	準耐火建築物イ-2 (45分準耐)	1時間準耐火構造	1時間準耐火構造	特定防火設備:1号扉 〔常閉又は随閉(熱感・煙感)〕
	②法27条1項「特殊建築物(法別表第一(1)～(4))」 ・令110条第一号の避難時倒壊防止建築物(特定避難時間1時間未満)	準耐火建築物ロ-1 (外壁耐火準耐)			
	③法27条3項「特殊建築物(法別表第一(5)、(6))」 ・準耐火建築物(令109条の3第二号・1時間準耐火基準を除く)	火災時倒壊防止建築物 (1時間未満)			
	④法61条「準防火地域」 ・令136条の2第二号の準延焼防止建築物(令109条の3第二号・1時間準耐火基準を除く)	避難時倒壊防止建築物 (1時間未満)			
	⑤法67条1項「特定防災街区整備地区」 ・準耐火建築物等(令109条の3第二号・1時間準耐火基準を除く)	準延焼防止建築物 (45分)			
第4項 面積区画[1,000㎡]	①法21条「大規模建築物」 ・令109条の5第一号火災時倒壊防止建築物(火災終了時間1時間以上)	準耐火建築物イ-1 (1時間準耐)	1時間準耐火構造	1時間準耐火構造	特定防火設備:1号扉 〔常閉又は随閉(熱感・煙感)〕
	②法27条1項「特殊建築物(法別表第一(1)～(4))」 ・令110条第一号の避難時倒壊防止建築物(特定避難時間1時間以上)	準耐火建築物ロ-2 (不燃準耐)			
	③法27条3項「特殊建築物(法別表第一(5)、(6))」 ・準耐火建築物(令109条の3第二号・1時間準耐火基準に限る)	火災時倒壊防止建築物 (1時間以上)			
	④法61条「準防火地域」 ・令136条の2第二号の準延焼防止建築物(令109条の3第二号・1時間準耐火基準に限る)	避難時倒壊防止建築物 (1時間以上)			
	⑤法67条1項「特定防災街区整備地区」 ・準耐火建築物等(令109条の3第二号・1時間準耐火基準に限る)	準延焼防止建築物 (60分、75分、90分)			
第5項 面積区画適用除外 第3項500㎡・第4項1,000㎡区画 の緩和	第1号 体育館・工場等で、内装(天井・壁)を準不燃材料としたものは、500㎡・1,000㎡区画は不要 【注意】壁仕上げは腰壁緩和なし	第1項1,500㎡区画は 適用になります。			
	第2号 階段・昇降路の部分で、内装(天井・壁)を準不燃材料としたものは、500㎡・1,000㎡区画は不要 【注意】壁仕上げは腰壁緩和なし	第1項ただし書きに該当すれば 1,500㎡区画は緩和になります。			
高層区画					
第6項 高層区画[100㎡]	地上11階以上の部分の区画	100㎡区画	耐火構造	耐火構造	防火設備:1号扉 〔常閉又は随閉(熱感・煙感)〕
第7項 高層区画緩和[200㎡]	上記部分の内装(天井・壁、下地を含む)を準不燃材料 【注意】壁仕上げは腰壁緩和あり(床面から1.2m以下は制限なし)	200㎡区画			特定防火設備:1号扉 〔常閉又は随閉(熱感・煙感)〕
第8項 高層区画緩和[500㎡]	上記部分の内装(天井・壁、下地を含む)を不燃材料 【注意】壁仕上げは腰壁緩和あり(床面から1.2m以下は制限なし)	500㎡区画			
第9項 高層区画適用除外	①階段室・昇降路(乗降ロ-を含む)の部分 ②廊下等の避難の用途に供する部分 ③共同住宅の200㎡以内の住戸	①②③区画			第6項区画の場合は防火設備:2号扉 第7項区画の場合は特定防火設備:2号扉 第8項区画の場合は特定防火設備:2号扉 〔常閉又は随閉(煙感のみ)〕
竪穴区画					
第10項 竪穴区画	主要構造部を準耐火構造(耐火構造を含む)とした建築物で、地階又は3階以上に居室あり	耐火建築物 準耐火建築物イ	準耐火構造(45分)	準耐火構造(45分)	防火設備:2号扉 〔常閉又は随閉(煙感のみ)〕
	主要構造部が令136条の2第一号ロ・第二号ロの建築物で、地階又は3階以上に居室あり	延焼防止建築物 準延焼防止建築物			
第10項ただし書き(竪穴緩和)	第1号 「避難階及び直上階」又は「避難階及び直下階」の吹抜け・階段等で、内装(天井・壁、下地を含む)を不燃材料	区画免除 内装強化			
	第2号 階数が3以下・延べ面積200㎡以下の1戸建て住宅、長屋・共同住宅の住戸	住戸区画	準耐火構造(45分)	準耐火構造(45分)	防火設備:2号扉 〔常閉又は随閉(煙感のみ)〕
第11項 特定小規模特殊建築物 (入院・入所限定) 竪穴区画	特定小規模特殊建築物(法別表第一(1)～(4)で階数3で延べ面積200㎡未満)で、3階を病院・診療所(入院あり)・児童福祉施設等(入所あり)に供する建築物 【注意】第10項に規定する建築物を除く	特定小規模特殊建築物 (専ら高齢者等の自力避難困難者 が就寝利用するもの)	間仕切壁 (仕様規定なし)		防火設備:2号扉 〔常閉又は随閉(煙感のみ)〕
第11項ただし書き	居室・倉庫等にスプリンクラー設備を設置した場合は、防火設備を20分間から10分間に緩和	未制定	間仕切壁 (仕様規定なし)		10分間防火設備:2号扉 (告示未制定)
第12項 特定小規模特殊建築物 (入院・入所以外) 竪穴区画	特定小規模特殊建築物(法別表第一(1)～(4)で階数3で延べ面積200㎡未満)で、3階を病院・診療所(入院あり)・児童福祉施設等(入所あり)以外に供する建築物 【注意】第10項に規定する建築物を除く	特定小規模特殊建築物 (専ら高齢者等の自力避難困難者 が通所利用するもの、 ホテル・旅館・下宿・共同住宅・ 寄宿舎等の就寝利用するもの)	間仕切壁 (仕様規定なし)		戸:2号扉 (ふすま・障子・普通板ガラス・ 3mm合板等を除く)
第13項 竪穴区画相互の区画緩和	「第1項第1号劇場等の客席部分・体育館・工場等」と「階段室・昇降路(乗降ロ-を含む)」が次に掲げる①及び②に適合する場合は、第10項、第11項、第12項において1の竪穴部分とみなす ①竪穴区画双方の内装(天井・壁、下地を含む)を準不燃材料 ②竪穴区画双方が用途上区画することができるものである				
第14項 竪穴区画の緩和 第11項、第12項の緩和	火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙・ガスの降下が生じない建築物として、内装仕上材料・消火設備・排煙設備があるもの(告示未定のため当分の間は適用なし)	未制定			
延焼防止帯(スパンドレル)					
第15項 スパンドレル(外壁)	第1項、第3項～第5項、第6項、第10項区画に接する外壁(90cm)又は袖壁(50cm)	延焼防止帯	準耐火構造(45分)		
第16項 スパンドレル(開口部)	スパンドレル部分の開口部				防火設備
異種用途区画					
第17項 異種用途区画(法27条)	「法27条用途部分」と「その他部分」の区画	スパンドレル適用なし	1時間準耐火構造	1時間準耐火構造	特定防火設備:2号扉 〔常閉、随閉(煙感のみ)〕
防火戸・区画貫通					
第18項 区画部分の防火戸	第1号(1号扉)〔常閉、随閉(熱感・煙感)〕、第2号(2号扉)〔常閉、随閉(煙感のみ)〕				S48告示2563号、2564号
第19項 区画貫通の配管	すき間不燃詰め、令129条の2の5第7号				H12告示1422号
第20項 区画貫通のダクト	防火ダンパーの設置				H12告示1376号